

福田大將狙撃事件判決文

動揺其極に達したる際に大杉榮外多数の同志が当時戒厳令下に帝都の治安維持に任じ居りたる憲兵の一部に依りて故なく虐殺せられたることを聞くや被告久太郎等は之を以て時の戒厳司令官陸軍大将福田雅太郎の責任なりと為し同大将を暗殺して大杉榮等のために復讐を遂げ以て聊か其の靈を慰むる所あらんと欲し密かに其の機会を視ふ傍ら之に使用すべき兇器の入手に腐心し居りたる際同じく無政府共產主義を奉ずる被告大次郎が曩に犯罪の嫌疑に依りて大阪市天満警察署に検査拘禁せられたる同志の無政府主義者等を脱獄せしめんが為めに右警察署爆破の計画を樹て之に使用する爆弾調達を以て富岡誓と共に渡鮮する由を開き被告久太郎は被告大次郎に対し福田雅太郎暗殺の計画を告げて爆弾若干の分与を求め同人等と共に大正十三年三月中渡鮮したるも遂に爆弾入手の企てに成功せざりし為め一旦空しく東京に帰還したるが其の後被告大次郎及啓司は亡村木源次郎の依頼に基き同人及被告久太郎等が前記福田雅太郎暗殺の用に供するものなる事を知り同人等のために自己の手許に於て其所要の爆弾を製造せんことを企て被告啓司は先づ大正十三年六月廿中嘗て被雇れ居りたる広島水力電気株式会社発電所工事場に赴きて其土木工事に被備同年六月中旬より七月上旬に至る迄前後数回に右工事場の現場監督定森伊平の保管に係る該工事下請負人安藤倉治所有のダイナマイト約二十個雷管約十五個、導火索約六尺を

窃取したる上同月中旬頃之を携へて帰京し被告大次郎と共に東京市外平塚村大字上蛇窪五百三十二番地に一戸を借受けて此処を隠家とし被告大次郎及啓司は同所に於て曩のダイナマイトと雷管等を利用して爆弾の試作に着手し大正十三年七月十八九日頃エアシツプ煙草の空鐘と海苔の空鐘とを接合したるものゝ中にダイナマイト一個を挿入して之に緩燃導火索約八寸を取付けたる雷管を装置し其の周囲には砂礫鉛片を充填して点火式の試験用爆弾一個を作成したるが右被告両名は同月十九日午後七時四十分頃其爆弾力を試験せんが為めに之を東京市下谷区谷中清水町二十番地先に携へ行き同所々在の共同便所内に於て前記爆弾に点火し其爆発に因て同便所の踏板、屋根等を損壊したるが被告両名は其の好成績なりしに乗じて更に自働発火式爆弾の試作に移り同月十四五日(二十四五日の誤りか)筆者註)頃エアシツプの空鐘内にダイナマイト一個を挿入し之に約四寸の緩燃導火索を取付ける雷管を装置し其の底部に一小孔を穿ちて該導火索の一端を鐘外に抽出し置き更に鈍力製茶鐘の内壁に空気銃の銃身を切断したるものを取付け該円筒内に螺旋を仕込み他の一端に瀾瀾玉を置き該螺旋を収縮したる上伸長せしむるときは其衝撃に因り瀾瀾玉を発火せしむべき装置を施し其の茶鐘内に前記エアシツプ鐘を入れ緩燃導火索の鐘外に抽出しある一端が茶鐘内に装置しある瀾瀾玉の発火に因り点火する様為し置き其周囲

(一) 判決(法律新聞二千四百五十五号)

本籍 兵庫県明石市材木町十三番地
住居 東京市本郷区駒込片町十五番地労働運動社内
無職 和田 久太郎(二十三年)
本籍 東京府豊多摩郡渋谷町大字下渋谷三百五十番地
住居 東京府荏原郡平塚村大字上蛇窪五百三十三番地
無職 古田 大次郎(二十六年)
本籍 岡山県上道郡西大寺町四百二十番地
住居 不定
紡績職工 倉地 啓司(二十六年)
本籍 京都市下京区三条通南二筋目白川筋北木之元町五百二十一番地
住居 京都市下京区東七条上ノ町十八番地田平幸平方
十一番地
鉄工職 新谷 与一郎(二十六年)
被告久太郎及与一郎に対する殺人未遂及爆発物取締罰則違反
被告大次郎に対する殺人未遂爆発物取締罰則違反建造物損壊
強盗殺人及恐喝被告啓司に対する殺人未遂爆発物取締罰則違
犯建造物損壊強盗及恐喝各被告事件に付当裁判所、検事黒川
沙立会の上審理を遂げ判決すること左の如し

主文

被告久太郎を無期懲役に処す

被告大次郎を死刑に処す
被告啓司を懲役十二年に処す
被告与一郎を懲役五年に処す

但し被告啓司に対する未決拘留日数中百八十日、被告与一郎に対する同上日数中八十日を夫々右各被告人の本刑中に算入す

押取物件中爆弾及其附属品一組(東京地方裁判所大正十三年押第八四〇号の一)五連発ピストル一挺(押同上の三)及匕首一口(大阪地方裁判所検事局検領第五八〇号の一)は何れも之を没収す訴訟費用中証人小沢信二に支給したる分は被告久太郎の負担とし証人木村秀泰、小林文次郎、笠井午蔵及滝沢喜藤太に支給したる分は被告大次郎及啓司の連帯負担とし証人牧野義春、浦城要三郎、桑原義作、関和米吉、乙葉辰三に支給したる分は大坂地方裁判所に於て鑑定人大谷幾三郎に支給したる分は孰れも被告大次郎の負担とし証人高島三治及鑑定人神忠藏、安藤六郎、阿野建虎に支給したる分は孰れも本件被告四名の連帯負担とす

理由

第一、被告久太郎は亡村木源次郎と共に夙に無政府共產主義を奉し予て同派の首領たりし故大杉榮に私淑し居りたる処偶々大正十二年九月一日の大震災に遭遇して帝都の擾乱民心の

に砂礫等を充填したる爆弾一個及び右同様エーアツプの空
 罐内に雷管を挿入したるダイナマイト一個を容れ筆軸及釘等
 を利用して投擲する際の衝撃に依り釘を圧して雷管を撃ち以
 て之を爆発せしむべき装置を施したる爆弾一個を試作し同月
 廿八日午後四時頃被告大次郎は前者を東京市赤坂区青山墓地
 内に携へ行き被告啓司は後者を東京府下大山街道附近の山林
 中に携へ行き夫々其試験を行ひたる処被告大次郎の試験し
 たる分は其成績相当に良好なりしを以て右被告兩名は愈々爆
 弾の本製造に取掛る事とし同月三十日頃被告啓司は先づ強力
 なる爆弾の外被を作成せんが爲めに単身京阪地方に赴きたる
 処偶々大阪市南区水崎町の逸見吉三方に於て被告与一郎に邂逅
 したるを以て直に同被告人に対し爆弾に使用すべき鉄製砲
 弾型外装約十個の製造方を依頼し越えて同年八月月上旬被告啓
 司は被告与一郎を伴ひて再び東京市外上蛇窪の前記隠家に立
 戻りたるが他方亡村木源次郎及被告久太郎は之より先き同年
 七月申既に福田雅太郎暗殺の計画に就て詳細なる打合せを了
 し居り同年八月十一日頃村木源次郎は親しく被告大次郎を訪
 ねて同月十五日迄に前記暗殺に使用すべき爆弾三個を調製し
 て供与せられ度き旨申込みたるを以て被告与一郎も被告啓司
 等と同じく同人等を是より製造せんとする爆弾の使途に關す
 る情を知りて直に其作成に従ひ前記上蛇窪の隠家に於て右被
 告三名協力の上大正十三年八月十五日迄に前記試作に係る爆

弾と略々同一の構造を有する自動発火式爆弾二個及点火式爆
 弾一個の製造を完了し之を被告大次郎より村木源次郎に交付
 したるを以て被告久太郎は源次郎と共に該爆弾を携帯して福
 田雅太郎附近を屢々徘徊し只管暗殺の機会を覗ひ居りたる
 折柄同月二十九日の東京朝日新聞紙上に於て福田大将は東京
 市本郷区菊坂町十五番地の長泉寺に於て大正十三年九月一日
 夜に開催せらる可き在郷軍人団の震災一週年記念講演會に出
 席する旨の報道に接したるを以て愈々同大将を其途中に邀撃
 して予ての希望を達せんと欲し同年九月一日午後五時頃相前
 後して家を出て被告久太郎は前記自動式爆弾一個及実弾を装
 填したる五連発拳銃一挺(東京地方裁判所大正十三年押第八
 四〇号の一、三)を携へて本郷四丁目二十二番地西洋料理店
 燕栗軒脇に赴き又亡村木源次郎は五連発拳銃一挺を携帯して
 前記長泉寺の會場内に入り共に福田大将の到着を待受け居り
 たる所同大将は同日午後六時頃長泉寺に到る途中前記燕栗軒
 前に差掛るや同所に於て少憩せんが爲めに自動車を停めて車
 内より立出でたるを以て被告久太郎は此機に乗じて同大将の
 身辺に迫り所持の拳銃を以て其背部を狙撃したるも偶々第一
 弾は空弾にして第二弾は故障に因り発射せざりし爲め僅かに
 同大将の背部に一錢銅貨大の火傷を被らしめたるに止り遂に
 暗殺の目的を遂ぐるに至らずして逮捕せられたるものにして
 第二、被告大次郎は(一)前項記載の如く被告久太郎が福田大

將暗殺の計画に失敗して本郷本富士警察署に逮捕せられたる
 ことを知るや其の報復の意味を以て前記警察署を爆破せんこ
 とを企て同月三日夕刻曩にエーアツプの空罐を利用して作
 成し置きたる点火式爆弾一個を携帯して右警察署附近に到り
 機会を覗ひたる上、同夜九時頃署員の隙を覗て裏門より同署
 内に潜入し前記爆弾の緩燃導火索に点火して之を同署小使部
 屋前方の廊下に投入したるも該爆弾は点火不充分なりし爲め
 遂に爆発するに至らず爲めに同署爆破の目的を遂げざりしが
 (二)被告大次郎は深く之を遺憾とし其後更に亡村木源次郎
 と相謀り福田大将邸に爆弾を郵送して同大将を殺害せしこと
 を企て大正十三年九月五日頃長一尺幅六寸深さ二寸位の菓子
 箱一個を買入れ其の底部に玩具用空気銃の銃身を切断したる
 ものを取付け其中に螺旋を仕込み他の一端に榴霰玉を置き其
 螺旋の伸長に因る衝撃を以て榴霰玉を発火せしむる装置をな
 し尚ほ収縮したる螺旋を支持すべき鉄線は之を菓子箱の蓋を
 以て押へ其蓋を開けば直に鉄線外れて螺旋の伸長に因り榴霰
 玉の発火を見る様工夫し別に長四寸幅三寸深さ一寸の鉄力鐘
 内にダイナマイト一個を容れ之に約一寸の緩燃導火索を取付
 けある雷管を装置し鐘の一隅に少孔を穿ち之を通して緩燃導
 火索の一端を鐘の外部に抽出し鐘内の空隙には鉛片鉄片等を
 充填したる上密閉したる爆弾を製造し之を前菓子箱内に封
 入し其導火索と前記榴霰玉とを連結せしめて之に蓋を掩ひ更

に糸を以て該菓子箱を結縛したる上源次郎と共に之を包装し
 て表面に代々木山谷、福田雅太郎殿裏面に四谷塩町三、たか
 ら商會出と認め翌九月六日午後一時頃被告大次郎自ら之を四
 谷郵便局に持参し速達小包郵便物として託送したる結果該小
 包は同日午後二時二十分頃福田大将邸に配達せられ偶々同邸
 に居合せたる安田シノに依り同家茶の間に於て開披せらるる
 や菓子箱内の装置は予定の如く直に発火し在中の爆弾は家人
 が白煙の洩るゝを見て隣室に難を避くると同時に爆発して同
 家茶の間の畳、天井、床板、硝子障紙等を大破せしめたるも
 当の福田大将は外出中にて不在なりし爲め遂に暗殺の目的を
 遂ぐるに至らず(三)被告大次郎は其の後尚ほ治安を害する
 目的を以て同年九月八日午後七時頃ダイナマイトに雷管を挿
 入したるものを携帯して京橋区銀座四丁目十三番地先に到り
 之を米車の軌道上に差置き折柄進行し来りたる南千住発三田
 行電車をして之を轢圧せしめたる爲め該ダイナマイトは大声
 響を發して爆発し附近の人心を恟々たらしめたるものにし
 て。第三、被告大次郎は之より前(一)大正十二年八月十四日
 に河合庚左右と共謀の上神戸市東尻池の鐘淵紡績株式会社營
 業部に赴き東京ギロチン社の肩書ある中浜哲の名刺を差出し
 て同会社の秘書係原愛之進に面會し、予て労働運動に従事し
 居る自分等の爲めに運動費として金三百円を提供すべき旨申
 迫り不穩の言辭を弄して若し其要求に応ぜざるに於ては同會

社の重役に危害を加ふべき氣勢を示し以て同人を畏怖せしめたる上其場に於て同人より金五十円の交付を受けて之を喝取し(二)更に同年九月頃大阪市外大軌沿線に同志の為めの借家を求めんと欲し小西次郎と共に同市外足代附近を物色中図らずも某銀行の派出所を通過し、雑誌中前記小西次郎より如此き銀行派出所に於ては通常其所員をして朝夕五千乃至一万円の現金を其本店若くは支店との間に運搬せしめ居る由を聞かざるや、被告大次郎は無政府主義者の運動資金は須らく現時の資本家より強奪したるものならざるべからずとの予ての信条に従ひ其の現金運搬の途中を襲ひて一挙に多額の資金を強奪せんと決意し直に其準備に移り自ら足代附近の地理を詳細に調査したる結果同所は交通頻繁にして兇行に不便尠からざるを發見したるを以て新に大阪府中河内郡布施村大字菱屋西所在の十五銀行小阪出張所を襲撃の目標に選定し同出張所に就き現金通送の模様を精探したる後被告大次郎は小西次郎、小川義雄、内田源太郎等に協力を求め尚ほ富岡誓、河合庚左右、茂野栄吉等の援護の下に右出張所員の退出を其途上に邀撃する計画を樹て被告大次郎は右義雄及源太郎と共に強奪の衝に当り小西次郎は同人等の奪取したる物品を運搬逃走する任務を分担し以て諸般の準備を整へたる上被告大次郎等一行数人は大正十二年十月十六日、午後四時頃愈々前記十五銀行小阪出張所附近に到り夫々予定の部署に就きて右出張

し虚無主義を奉ずる我分黒党は普通の社会主義と異なり一切を否定することを主義とするものなるが党の維持費に不足を感ずるを以て金一千元を提供すべしと申迫り若し其の要求に応ぜざるに於ては危害の身に及ばんことを暗示して同人を畏怖せしめたる上同人より其場に於て金五十円の交付を受けて之を喝取し(三)更に其の数日後に至り前同所に於て前記会社取締役庄司音吉に面会し前同様の方法を以て右乙吉を畏怖せしめたる上同人より即時金百円の交付を受けて之を喝取し(四)同月十日富岡誓と共謀の上神戸市東尻池の鐘淵紡績株式会社営業部に赴きて同会社の秘書係原愛之進に面会し吾人は多年労働運動に従事し居る者なるが目下其運動費に差支へ居るを以て金三百円を提供すべしと申迫り其傍ら不穩の言辞を弄して若し其要求に応ぜざるに於ては直に同会社重役に危害を加ふべき氣勢を示し以て同人を畏怖せしめたる上其場に於て同人より金百円の交付を受けて之を喝取し(五)同月中旬頃富岡誓、河合庚左右及仲喜一と共謀の上同市西区江戸堀南通一丁目大日本紡績聯合会内の実業同志会事務所に赴きて同会理事八木幸吉に面会し虚無主義は普通の社会主義に比し更に一層過激なる旨申告げたる上我分黒党の為に運動費として金円を提供せよと申迫り若し其の要求に応ぜざるに於ては同会長武藤山治に危害を加ふべき旨を暗示し同人を畏怖せしめ因て其場に於て同人より金百円の交付を受けて之を喝取

所員の来るを待ち受け居りたる処聽て前記出張所員角田芳蔵は浅田卯之助と共にトランク及鞆各一個宛を携へて被告人等の前に差掛りたるを以て被告大次郎は義雄及源太郎と共に直に出でて之を襲ひ所携の洋杖を振て右兩名を毆打し現金在中の鞆を奪取せんとしたるも芳蔵等は極力抵抗して強奪を防ぎ携帶品を抱へて逃走せんとしたるを以て被告大次郎は携へ居りたる匕首を抜きて角田芳蔵を附近の潮田玄丞方門先に追込み同人が俯して地上に倒るるを見るや其背後より鞆を奪取せんとして暴行を加へ居る中前記の匕首(大阪地方裁判所検事局領第五八〇号の一)を芳蔵の背部に突き立て因て生じたる深き拾三四種の腹部大動脈貫通傷の為に同人を即死せしめたるものなるが其の際前記内田源太郎は勸業債券九枚(十円券六枚、五円券三枚)在中の鞆一個を右芳蔵より強奪して逃走したるものにして、第四、次に被告啓司は(一)大正十二年七月二十四日頃大阪市東区高麗町二丁目株式会社三越呉服店大阪支店に於て広告係白石民憲に面会し自分は資本主義と戦ふ者なるが其の運動資金に差支ふるを以て金百円を提供せよと申迫り且つ其要求に応ぜざるに於ては直に同人に危害を加ふべき氣勢を示して右民憲を畏怖せしめたる上同人より其場に於て金五十円の交付を受けて之を喝取し(二)同年八月上旬富岡誓、河合庚左右及仲喜一と共謀の上大阪市北区堂島二丁目東洋紡績株式会社に到りて同社庶務係塚本二三に面会

したるものにして、以上の被告大次郎に係る治安妨害又は人の身体財産危害の目的を以て爆発物を使用した各所為並に被告啓司に係る窃盜並に恐喝の各所為は夫々孰れも継続の意思に出たるものとす。

証拠を按ずるに夙に無政府共產主義を奉じ予て同派の首領たりし故大杉栄の人物に傾倒し居りたる被告久太郎及亡村木源次郎が偶々大正十二年九月一日に於ける大震災直後の混乱裡に大杉栄夫妻が其幼甥橋宗一と共に当時戒嚴令の下に帝都の治安維持に任じ居りたる陸軍憲兵中の甘粕某等の為めに故なく虐殺せられたることを聞かや同人等は之を以て時の関東戒嚴司令官陸軍大将福田雅太郎の責任なりと為し、同大将を暗殺して大杉栄等の為めに復讐を遂げ以て聊か其の靈を慰むる所あらんと欲し密かに其機会を覗ふ傍之に使用すべき兇器の調達に腐心し居りたることは被告久太郎の当法廷に於ける自白に依りて之を認め得べく越えて大正十三年三月中被告久太郎が同じく無政府共產主義を奉ずる被告大次郎と共に判示の如く爆弾入手の目的を以て朝鮮に赴きたるも遂に爆弾を手に入るゝこと能はざりし為め一旦帰京し其後亡村木源次郎と協議の上同人を通じて前記暗殺計画に使用すべき爆弾の製造方を被告大次郎に依頼し被告大次郎及啓司は其依頼に基き何れも其使途に関する情を知悉して被告久太郎及源次郎の為に其手許に於て爆弾を製造せんことを企てたること並に被告啓

司が大正十三年六月中判示の如く広島水力電気株式会社発電所工事に赴きて前後数回に安藤倉治所有のダイナマイト約二十個雷管約十五個導火索約六尺を窃取し之を携へて同年七月中旬頃帰京したることは右被告兩名の当公廷に於て何れも自認する所に於て更に被告大次郎等が同年七月中東京市外上蛇窪五百三十二番地に居を構へ同所に世を避けて被告啓司が曩に広島県下より携へ歸りたるダイナマイト雷管等を材料として爆彈の試作に着手し大正十三年七月十八日頃エアシツブの空罐其他の材料に加工して判示の如き点火式の試験用爆彈一個を作成し其爆破力を試験せるがために右兩名は同月十九日午後七時四十分之を東京市下谷区谷中清水町二十番地先に携へ行き同所の共同便所を利用して試験を行ひ因て判示の如く同便所を損壊せしめたることは右被告兩名の当公廷に於ける自白と証人木村秀泰の予審調書中に判示の共同便所が大正十二年七月十九日午後七時過頃爆彈に依りて爆破せられたる旨の注進に執き直に現場に出張して其模様を檢分したる所該便所は其大便所の踏板、屋根等を損壊せられ糞便は四散し居り附近には鉄片鉛片導火索の破片多数に散乱し居りたる旨の証言記載あるとを対照して之を認定するに足るべく其後被告大次郎及啓司が更に自働発火式爆彈の試作に移り大正十三年七月二十四日頃エアシツブの空罐を利用して判示の如き自働発火式爆彈二個を試作し同月二十八日午後四時頃

被告大次郎は其中の一個を携へて東京市赤坂区青山墓地に赴き被告啓司は他の一個を携へて同市外大山街道附近の山林中に赴き夫々其爆破力の試験を行ひ被告大次郎の試験したる分は相当好成绩を取めたるを以て右被告兩名は其後愈々爆彈の本製造に取掛るに至りたることは被告兩名の当公廷に於ける右と同趣旨の供述に依りて之を認め得べく尚被告啓司が其準備の爲めに同月三十日頃強力なる爆彈の外装を作成せしむる目的を以て単身京阪地方に赴き偶々大阪市南区水崎町の逸見吉三方に於て被告与一郎に出会するや同人に対して爆彈に使用すべき鉄製砲彈型外装約十個の製造方を依頼し越えて同年八月上旬被告啓司は右与一郎を伴ひて帰京したることは被告啓司及与一郎の何れも当公廷に於て自認する所にして被告与一郎在京中なりし同年八月十一日頃當時既に被告久太郎と福田雅太郎暗殺の計画に付て詳細なる協定を遂げ居りたる亡村木源次郎は前記上蛇窪の隠家に被告大次郎を訪ねて暗殺決行の日の近づきたること告げ且之に使用すべき爆彈三個を同月十五日迄に調製して供与せられ度き旨申込みたるを以て被告大次郎、啓司及与一郎の三名は協力して前記上蛇窪の居宅に於て予定の日迄に判示の如き自働発火式爆彈二個及点火式爆彈一個の製造を完了し被告大次郎の手を経て之を村木源次郎に交付したることは右被告三名の当公廷に於ける自白並に亡村木源次郎の第四回予審調書中に於ける右と同趣旨の供述記

載とを綜合して之を認定するに十分にして被告与一郎は当公廷に於て右の如く上蛇窪に於て被告大次郎等の爆彈製造に協力したる際に於ては未だ其の使途に関する情を知らざりしものなる旨弁解すれども同被告人に対する第二回予審調書中には大正十三年八月十四日頃被告久太郎及村木源次郎が被告大次郎等の前記居宅に重ねて来訪したる際の談話に依て当時製造中なりし爆彈が村木源次郎等に依り福田大将暗殺の計画に使用せらるるものなることは既に推知し居りたる旨の供述記載あるのみならず被告啓司の第八回予審調書中にも当時被告与一郎が爆彈の使途を承知し居りたる旨の供述記載あるを見れば畢竟同被告人は爆彈の使途に関する情を知り居りたるものと認むるを相当とするを以て当公廷に於ける其弁疏は之を採用するに由なし、然り而して其後被告久太郎は村木源次郎と共に前記の爆彈を携帯して福田雅太郎邸附近を屢々徘徊し只管暗殺の好機を覗ひ居りたる折柄福田大将が大正十三年九月一日夜に於ける本郷区菊坂町長泉寺の震災一週年記念講演会に出席する由を聞きし九月一日午後五時頃右兩名は相前後して家を出て夫々判示の如き兇器を携へて判示の場所に到り何れも福田大将の到来を待受け居りやがて同日午後六時頃に至り愈々同大将の来るや其の背後に肉薄して判示の如く拳銃を以て二度狙撃したるも何れも効を奏せず所携の爆彈を使用するに暇なくして逮捕せられたる為め僅かに同大将の背部

に一銭銅貨大の火傷を負はしめたるに止り遂に暗殺の目的を遂ぐるに至らざりしことは被告久太郎の当公廷に於ける自白と証人福田雅太郎に対する第一回予審調書中に右と照応する被害顛末の供述記載あるとを綜合して之を認定するに十分なり次に被告大次郎が被告久太郎の福田大将暗殺に失敗して本郷本富士警察に逮捕せられたることを知るや悲憤の情に堪えず遂に同警察署を爆破して久太郎の爲めに復讐を為さんと欲し大正十三年九月三日午後九時頃判示第二の(一)記載の如く本富士警察署小使部屋方の廊下に爆彈一個を投入したるも点火不十分なりし為め爆発するに至らざりし事實は被告大次郎の当公廷に於ける自白に依りて之を認め得べく更に同年同月六日午後一時頃被告久太郎の遺志を継ぎ亡村木源次郎と共に謀の上判示第二の(二)記載の如く爆彈を速達小包郵便物に装ひて之を福田大将邸に郵送し以て同大将を殺害せんとして果さず単に同大将邸を判示の如く損壊したるに過ぎざりし事實は被告大次郎の当公廷に於ける其旨の供述と証人福田雅太郎福田カタ及安田シノに対する各第一回予審調書中に何れも右の犯罪事実を照応する被害顛末の供述記載あるを対照して之を認むるに足るべく又同月八日午後七時頃治安を害する目的を以て被告大次郎が判示第二の(三)記載の所為を為したること並に同被告人が大正十二年八月十四日に河合庚左右と共謀の上判示第三の(一)記載の如く鐘淵紡績株式会社秘書

に於て爆発物取締罰則第二条に觸るる競合の一罪なるを以て其処罰に就ては刑法第五十四条第一項前段並に第十條の規定に準拠して重き殺人未遂罪の刑に従ひ其無期懲役刑を選択して被告人を処断すべく被告大次郎に係る判示第一の各所為中、谷中清水町の共同便所を損壞したる所為は刑法第二百六十条前段に該当し、相被告久太郎等の為めに情を知りて爆弾を製造したる所為は爆発物取締罰則第五条に該当し判示第二の(一)及三記載の爆弾不法使用の各所為は孰れも爆発物取締罰則第一条に該当し其の(二)記載の所為は人命危害の目的を以て爆弾を使用したる点に於て爆発物取締罰則第一条に觸れ其福田大将を暗殺せんとして遂げざりし点に於て刑法第二百三十三條第九十九條に觸れ更に同大将を損壞したる点に於て同法第二百六十条前段に觸るゝ競合の一罪なるを以て其処罰に付ては刑法第五十四條第一項前段並に第十條の規定に依り其中の最も重き爆発物不法使用罪の刑に従ふべく尚ほ右三個(判示第二の(一)乃至(三))の爆発物不法使用の所為は刑法第五十五條所定の連続犯に該当するを以て之を一罪となすべく更に判示第三の(一)記載の恐喝の所為は刑法第二百四十九條第一項に該当し其(二)記載の強盜致死の所為は同法第二百四十四條後段に該当する処該強盜致死の所為に付きては右法條所定の極刑を選択して被告大次郎を死刑に処すべく以上は刑法第四十五條前段の併合罪なるも其一に就き死刑を

太郎及小川義雄に対する大阪地方裁判所の強盜殺人及恐喝被告事件の各第二回公判調書中に於ける右と同趣旨(但し被告大次郎が芳藏に創傷を加へたる点を除く)の供述記載並に被告大次郎が右芳藏の背部に突刺したる前記の七首が押取物件として現存する事実とを綜合して之を認定するに十分にして尚前記芳藏が被告大次郎の突刺したる七首に因て判示の如き創傷を蒙り之が為めに乏血症を來して其場に即死したることは鑑定人大谷幾三郎医師の作成に係る鑑定書中に右と同趣旨の記載あるに徴し極めて明白なるを以て以上を綜合して判示強盜致死の事実を認定すべく而して被告啓司が大正十二年七月二十四日頃より同年八月中旬迄の間に前後五回に亘り判示第四の(一)乃至(五)記載の各恐喝の所為を為したることは同被告人の当公廷に於ける自由により明白なる所とす尚ほ被告大次郎に係る治安妨害又は人の身体財産危害の目的を以て爆発物を使用したる各所為並に被告啓司に係る強盜並に恐喝の各所為が夫々何れも継続の意思に出でたるものなることは何れも短期間内に同種の犯行を反覆実行したる事跡に徴して之を認定するに難からず仍て判示の事実を認定したり

法律に照すに被告久太郎に係る判示第一の所為は福田大将を暗殺せんとして遂げざりし点に於て刑法第二百三十三條第九十九條に觸れ尚ほ其際將に爆弾を使用せんとして果さざりし点科すべき場合なるを以て刑法第四十六條第一項の規定に準拠して没収を除く外他の刑を併科せざるを相当とす

次に被告啓司に係る判示第一の各所為中強盜の所為は刑法第二百三十五條第五十五條に該当し谷中清水町の共同便所を損壞したる所為は刑法第二百六十條前段に該当し被告久太郎等の為めに情を知りて爆弾を製造したる所為は爆発物取締罰則第五条に該当するを以て其懲役刑を選択し其の範圍内に於て被告人を懲役五年に処するを相当とす而して被告啓司に対しては其未決拘留日数中より百八十日被告与一郎に対しては同上中より八十日を夫々右各本判中に算入すべく尚ほ押取物件中爆弾及其附屬品一組(東京地方裁判所は大正十三年押第八四〇号の(一)は被告大次郎啓司及与一郎に係る判示第一の爆発物不法製造罪の犯行に因りて生じたる物件にして五連発ピストル一挺(押同上の三)は被告久太郎が判示第一の殺人未遂罪の

係原愛之進を恐喝して金五十円を交付せしめたることは何れも同人の当公廷に於ける自由により明白なる所にして尚同被告人が無政府主義者の運動資金は須らく現在の資本家より強奪したるものたるべしとの予ての信條に基き大正十二年十月十六日午後四時頃判示第三の(二)記載の如き事情の下に小西次郎、小川義雄、内田源太郎等の協力を得富岡誓、河合庚左右、茂野栄吉等の援護の下に判示の如き部署を定め大阪府中河内郡布施村大字菱屋西所在の十五銀行大阪玉造支店小坂出張所々員の退出を其途上に襲撃して一挙に多額の金品を奪取せんが為めに前記出張所の附近に赴きたることは被告大次郎の当公廷に於ける自由並に小西次郎に対する大阪地方裁判所の強盜殺人及恐喝被告事件の第一回公判調書中に於ける右と同趣旨の供述記載を綜合して之を認め得べく幾何もなく前記出張所員角田芳藏及浅田卯之助が現金及有価証券等在中のトランク及鞆を携へて被告大次郎等の前方に差掛るや同人等は直に立て之を襲ひ右芳藏等の必死の抵抗を抑圧して其携帶品を強奪せんが為めに被告大次郎、小川義雄、内田源太郎等何れも洋杖を以て暴行乱闘を続け居る中被告大次郎は所携の七首(大阪地方裁判所検事局検領第五八〇号の一)を前記芳藏の背部に突き立て同人が判示の如く潮田玄之丞方門先の地上に倒れたる隙に内田源太郎が勸業債券九枚在中の鞆一個を奪取したることは被告大次郎の当公廷に於ける自由内田源

太郎及小川義雄に対する大阪地方裁判所の強盜殺人及恐喝被告事件の各第二回公判調書中に於ける右と同趣旨(但し被告大次郎が芳藏に創傷を加へたる点を除く)の供述記載並に被告大次郎が右芳藏の背部に突刺したる前記の七首が押取物件として現存する事実とを綜合して之を認定するに十分にして尚前記芳藏が被告大次郎の突刺したる七首に因て判示の如き創傷を蒙り之が為めに乏血症を來して其場に即死したることは鑑定人大谷幾三郎医師の作成に係る鑑定書中に右と同趣旨の記載あるに徴し極めて明白なるを以て以上を綜合して判示強盜致死の事実を認定すべく而して被告啓司が大正十二年七月二十四日頃より同年八月中旬迄の間に前後五回に亘り判示第四の(一)乃至(五)記載の各恐喝の所為を為したることは同被告人の当公廷に於ける自由により明白なる所とす尚ほ被告大次郎に係る治安妨害又は人の身体財産危害の目的を以て爆発物を使用したる各所為並に被告啓司に係る強盜並に恐喝の各所為が夫々何れも継続の意思に出でたるものなることは何れも短期間内に同種の犯行を反覆実行したる事跡に徴して之を認定するに難からず仍て判示の事実を認定したり

法律に照すに被告久太郎に係る判示第一の所為は福田大将を暗殺せんとして遂げざりし点に於て刑法第二百三十三條第九十九條に觸れ尚ほ其際將に爆弾を使用せんとして果さざりし点

用に供し七百一挺(大阪地方裁判所検事局領第五八〇号の二)は被告大次郎が判示第三の(一)記載の強盜致死罪の用に供したる物件にして右は何れも犯人以外の者の所有に属せざるを以て刑法第十九条の規定に依り全部之を没収すべく尚訴訟費用に付きては刑事訴訟法第二百三十七条第一項及第二百三十八条の規定に準拠し被告人四名をして夫々主文第七項記載の如く其費用を分担せしむべきものとす

最後に本件公訴事実中被告啓司が大正十三年三月三十日富岡誓及伊藤孝一と共謀の上大阪市西区江戸堀一丁目所在の実業同志会事務所に於て同会理事森本一雄を恐喝して金二百円を喝取したる旨の事実には其証憑十分ならざるも右は判示第四の各恐喝の所為と共に畢竟一個の連続犯を構成する犯行なりとして起訴せられたるものと認むるを以て此点に付ては主文に於て特に無罪の言渡を為さざるを正当とす
仍て主文の如く判決したり

大正十四年九月十日

東京地方裁判所第二刑事部

裁判長判事

宇野 要三郎

判事

谷井 辰藏

判事

飯塚 敏夫

(一) 判決(法律新聞二千五百九十九号)

本籍並住居 兵庫県印南郡的形村形千九十五番地

苦汁商 坂谷 貫一(明治三十年三月二十五日生)
本籍 大阪市浪速区水崎町七百十九番地
住居 和歌山県和歌山市一筋目三番地田口俊二方
紙函製造業 逸 見 吉三(明治三十六年四月十七日生)
右被告人貫一に対する爆発物取締罰則違反同幫助被告人吉三に対する爆発物取締罰則違反被告事件に付大正十四年十二月十日大阪控訴院に於て言渡したる判決に対し各被告人は上告を為したり因て判決すること左の如し

主文

原判決を破毀す

被告人貫一を懲役一年六月に被告人吉三を懲役一年に処す但し右被告人兩名の未決拘留日数中各六十日を本刑に算入す
押収の第一号爆弾外装は之を没収す

上告理由

被告人兩名弁護人山崎今朝弥上告趣旨書第一点同弁護人布施辰治上告趣旨書第一点の理由あることは大正十五年四月十日本院の為したる決定に示すが如し仍て本院は該決定に基き事實の審理を為したる所
第一、被告人吉三は(一)大正十三年八月下旬頃大阪市浪速区水崎町なる当時の自宅に於て倉地啓司が新谷与一郎に対し前年関東大震災の際殺害せられたる大杉栄の復讐として陸軍大将福田雅太郎を暗殺する用に供することの情を告げ爆弾外

装の製造方を依頼し与一郎と交渉せるを傍に在りて了知し乍ら警官若しくは福田雅太郎に告知せず(二)同年九月十九日啓司が前記目的に供する爆弾製造の犯人たることを知り乍ら新谷与一郎と共謀し右吉三の居室に来れる啓司を他に隠避せしめんことを企て与一郎及啓司の旅費として金二円を与一郎に交付し同人をして啓司を京都市に連行隠避せしめ尚ほ犯意を継続し同月二十三日頃与一郎と共謀し同人を経て京都市下京区東七条上元町十八番地田平幸兵方に於て旅費として金三円を啓司に交付し当時同人の隠避し居りたる幸兵方より他に逃走隠避せしめたり

第二、被告人貫一は(一)大正十三年八月二十二日頃新谷与一郎が倉地啓司の依頼を受け人を殺傷する用に供すべき爆弾外装を製造することゝ為り其の材料たる鉄材を運搬せんとすることの情を知り乍ら与一郎の依頼に因り鉄製パイプ二本を京都市より京都府船井郡園部町栗山鉄工場迄運搬し与一郎の右製造を容易ならしめて之を幫助し(二)同年九月二日頃前記鉄材に依り製作せられたる爆弾外装を携へ京都市上京区高野原町花月軒に到り入江常一を教唆し同人をして人を殺傷する用に供すべき爆弾外装たることの情を知り乍ら右花月軒外二ヶ所に於て之を保管寄蔵せしめ(三)啓司が判示第一の二に示せる如き犯人たることを知り乍ら同月十九日頃より二十三日頃迄前記田平幸兵方の自己の居室に起臥せしめて之を

藏匿し尚ほ犯意を継続し同月二十三日頃与一郎と共謀し右幸兵方に於て与一郎を経て金十二円を旅費として啓司に交付し同人をして京都市より名古屋市方面に逃走隠避せしめたり、被告人貫一の判示第二の一及二の所為は継続の意思に出でたるものとす、証拠を案するに判示第一の(一)の犯罪事實は第一審第一回公判調書に被告人吉三が其の旨の供述を為したりとの記載あり被疑者としての新谷与一郎に対する予審判事の訊問調書に同人の供述として啓司は吉三方に於て自分に対し福田大将をやつつけることになればと云ひ爆弾外装製造のことを依頼したるが吉三も其の場に在りたりとの記載あるに依り之を認定し得べく判示第一の(二)の犯罪事實は意思継続の点を除き被告人吉三か当公庭に於て判示の頃自分方に於て金二円及金七八円を与一郎に交付したることあり其の当時与一郎は判示幸兵方坂谷貫一の所に住居せる旨供述し証人としての新谷与一郎に対する予審調書に同人の供述として九月二十四日より少し前と思ふ自分は大阪の逸見方に行き一、二日宿泊せしに夜九時又は十時頃逸見が自分に対し今倉地か訪ね来れり何処か安全なる所なきや僕の家には表に尾行が張り居る為め倉地は西の方の道に行き居れりと云ひし故自分は京都に心当りある故尋ね見るべきも京都に行く電車賃なしと答へたるに二円なりしと思ふ金を呉れたり自分は其の金を持ち同家を出て倉地を連れ京都の坂谷方に行き同人方に倉地を滞

在せしめたるが故に坂谷方にも余裕なく又倉地が再三来るはよくなき故逸見方に行き七八円を借り内五円を倉地に渡し尚ほ坂谷も十円拵へし故之をも倉地に渡し何処かへ行き呉れと云ひ倉地を出したり倉地が忍び居るは福田大将暗殺事件の關係者なるが為に逸見や坂谷にも其の事は判り居りたりとの記載あり被告人として吉三に対する第一回予審調書に同人の供述として九月二十三日新谷が来りし故此の間は倉地を何処へ連れ行きしやと問ひしに坂谷の所に連れ行きたるが同人にも気の毒故何処へか行き貰はんと思ひ居れり夫に付金を貸し呉れと云ひし故自分は八九円を渡し何処へか行き貰へと云ひたりとの記載あり証人としての倉地啓司に対する第二回予審調書に同人の供述として九月十四日頃逸見が大阪の警察本部に呼ばれ自分が来ると云ふ事にて大分絞められたる由にて自分が九月十九日の晚逸見方に行きしに同人は君危き故今新谷君を遣るに因り阪海電車に向いて待ち居れと云ひし故其処にて新谷の来るを待ち共に京都に行き九月二十三、四日頃迄坂谷方に居りたるが同家を去る際坂谷より十二円新谷より三元と思ふ金を貰ひ名古屋に行きしが二十七日大阪府下に来れるとき逮捕せられたりとの記載あるのみならず判示第一の一に付き示したる如き証拠存在するに因り之を認定し得べく意思継続の点は短期日内に同種の行為を累行したるに依り之を認むるに十分なり、判示第二の一の犯罪事実は原審第一回公判

調書に貫一の供述として判示の頃与一郎の依頼に因り何か知らぬが京都市より園部町栗山工場へ持行きたりとの記載あり被疑者としての貫一に対する予審判事の第二回訊問調書に同人の供述として八月上旬新谷と倉地とが自分方にてヒソヒソ話を為し居りたるが自分は爆弾製造の相談に非ずやと思ひたり其後与一郎の依頼に因り鉄のパイプ二本を園部の工場に持ち行きたるが其当時之は与一郎と啓司とが相談せし爆弾にても作るものに非ずやと思ひたりとの記載あり同第三回訊問調書に貫一の供述として新谷と倉地とが自分方にて相談せし時は震災の当時主義者が虐待せられたる復仇の為人騒をする爆弾を製造するものに非ずやと思ひ又他の目的に使用するものかとも思ひたりとの記載あり被疑者としての新谷与一郎に対する予審判事の訊問調書に判示第一の一の証拠として挙示したる供述記載ある外同人の供述として自分は倉地より頼まれたるものを拵へんと思ひパイプ二本を買入れ坂谷と共に園部に持行き爆弾外装を製造せしめたる上新開包として坂谷方に持ち行きたりとの記載あるに依りて之を認め得べく判示第二の二の犯罪事実は被疑者としての新谷与一郎に対する予審判事の訊問調書に判示第一の一及第二の一の証拠として挙示せる如き供述記載あり第一審第一回公判調書に貫一の供述として新谷は九月二日自分方に来りあの新聞紙包がありては家宅搜索をされ其上検査せらるゝは面白くない故何処かへ

持行けと云ひしに因り之を携へ花月に入江を訪ね之れが内に在ると都合悪しき故預り呉れと云ひ花月に置き帰たりとの記載あり被疑者としての入江常一に対する予審判事の第二回訊問調書に同人の供述として大正十三年九月上旬高野蓼原町花月軒に居る時坂谷が風呂敷包を持来り雷管の外丈にて中のものなく大丈夫なる故隠して預り呉れとのことなりしに因り預りたるが其後川井方及鈴木方に置きたり其当時預りしものは社会主義者の使ふものと思ひたり又坂谷が雷管の外と云ひしは爆弾外装のことなりと思ひたりとの記載あるに依り之を認め得べく判示第二の一及二の行為が継続の意思に出でたることは短期日内に同罪質の行為を累行したるに依り之を認め得べし判示第二の三の犯罪事実は意思継続の点を除き被告人貫一が当公廷に於て判示期間啓司が自分方に滞在せしことは相違なし又金十二円を新谷に渡したるに一、二時間を経たる後倉地と新谷とが出て行きたり九月十九日より前に倉地が来り新聞の夕刊を投入し此記事を見よ俺は斯して居られぬと云ひ立去りたる故其の夕刊を見たるに東京〇〇事件と書きありたりと供述したるのみならず判示第一の二に付き挙示したる如き証拠存在するに因り之を認定し得べく意思継続の点は短期日内に罪質を同くせる所為を累行したるに因り之を認むるに足れり。

法律に照らすに被告人吉三の所為中第一の一は爆発物取締罰

則第八条に第一の二は同罰則第九条刑法第五十五条に被告人貫一の所為中第二の一は同罰則第五条刑法第六十二条第一項に第二の二は同罰則第五条刑法第六十一条第二項に第二の三は同罰則第五十五条に該当し貫一の第二の一は右罰則第五条の罪の従犯なるを以て刑法第六十八条第三号に依り正犯の刑に法定の減輕を為すべく判示第二の一及二は連続犯なるを以て刑法第五十五条を適用し重き第二の二の罪の刑に従ふべく被告兩名の所為は孰れも併合罪に係るを以て刑法第四十七条第十條に則り被告人吉三に付ては重き第一の二の罪の刑中被告人貫一に付ては重き第二の二の罪の刑中各懲役刑に選択して法定の加重を為し尚ほ被告貫一に付て憫諒すべき情状ありと認むるを以て同法第六十六条に依り法定の減輕を為し其の刑期範囲内にて主文の刑に処すべく主文表示の未決拘留日数は刑法第三十一条に依り之を本刑に算入すべく押収の第一号爆弾外装は被告人貫一の寄蔵に関する罪の組成物件にして犯人以外の者の所有に属せざるを以て同法第十九條に依り之を没収すべきものとす被告人貫一が大正十三年八月二十八日頃より同年九月二、三日頃迄の間与一郎及啓司の爲め爆弾外装を当時の被告人居室に置き之を寄蔵したりとの公訴事実は其の証拠十分ならざるも判示第二の一及二の事実と連続犯の關係ありとして公判に付せられたるものなるを以て特に無罪を言渡さず、弁護士は判示第一の一の事実には

に被告人吉三が啓司及与一郎の判示交渉を了知したりとするも判示の頃は腸窒扶斯の予後に係り警察官吏又は福田雅太郎に之を告知することを得ざりしものなるが故に判示の犯罪は構成せずと弁疏すれども爆発物取締罰則第八条に所謂告知は必ずしも本人自ら直接口頭を以て為すことを要するものに非ずして書面又は代人に依る告知も亦法律の許す処なるのみならず其の告知は遅滞なく為すを以て足り必ずしも即時に之を為すことを要するものに非ざれば縦令告知を不能ならしむる事情存せしむることありとするも其の事情去りたる後に告知すべきものにして全然告知義務を免るることを得るものに非ざれば判示の頃被告人が病後にて衰弱せりとするも此の事実のみに依りては犯罪の成立を阻却し得ざること明にして弁護人の弁疏は採用するに足らず、右の理由なるを以て刑事訴訟法第四百四十七條第四百四十八條に則り主文の如く判決す
検事宮崎晋一関与

大正十五年七月十日

大審院第四刑事部

裁判長判事

牧野 菊之助

判事

清水 孝藏

判事

遠藤 武治

判事

佐藤 共之

判事

河辺 久雄